

松阪市みんなで取り組む食品ロス削減条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 食品ロスの削減に関する施策の推進（第6条—第9条）

附則

私たちの暮らしは、豊かな食の恵みに支えられています。しかしながら、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう「食品ロス」は、環境への負荷や資源の無駄遣い、そして食料の不均衡といった多くの課題を引き起こしています。

持続可能な社会を築くためには、限りある資源を大切にし、食を「消費する責任」をすべての人が共有することが求められています。また、食品ロスの削減は、地球温暖化対策、地域経済の活性化、食育の推進など、多方面にわたる意義を持つものです。

ここに、地域のみんで連携しながら食品ロスの削減を推進し、次の世代に豊かな自然と持続可能な食の循環を引き継いでいくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品ロスの削減に関し、市の責務並びに食品関連事業者等及び市民等の役割を明らかにするとともに、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進し持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この条例において「食品ロス」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうことをいう。

3 この条例において「食品関連事業者等」とは、食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体であって、市が運営する施設以外のものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、食品ロスの削減に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、市の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民等が主体的に食品ロスの削減に理解を深め行動するよう、市民等に対し、食品の購入方法又は食品関連事業者等、関係機関及び関係団体等が行う食品ロスの削減に資する取組等の普及啓発を行うものとする。

3 市は、食品関連事業者等、関係機関及び関係団体等に対し、未利用食品等の活用又は先駆的な取組に関する食品ロスの削減の推進に資する情報の提供を行うものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第4条 食品関連事業者等は、食品ロスの削減について、積極的に取り組むよう努め、国、県及び市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、食に関する知識を深め、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努め、国、県及び市が実施する食品ロスの削減に関する施策の目的を理解し、日常生活の中で食品ロスの削減のために自らができることを考え、賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。）及び消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。）を正確に理解した上で、食品の購入、保存又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第2章 食品ロスの削減に関する施策の推進

(食品ロスの削減に関する施策)

第6条 市は、市の施設において、食品ロスの削減に取り組むよう努めなければならない。

2 市は、市民等の食に関する理解を深め、食品ロスの削減の取組を促進するため、普及啓発、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、大切な食料資源を無駄なく有効活用するため、食品廃棄物の再生利用等に関する普及活動等の食育の推進を図るものとする。

(食品関連事業者等の取組の促進)

第7条 市は、食品関連事業者等の食品ロスの削減に向けた取組を促進するため、人材の育成、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(関係者相互の連携及び取組の促進)

第8条 市は、食品関連事業者等、市民等、関係機関及び関係団体等並びに市が相互に連携し、これらの者が持続的かつ自主的に食品ロスの削減に向けた取組を行うよう、普及啓発、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品の提供に係る関係者相互の連携の強化)

第9条 市は、食品関連事業者等その他の者から提供された未利用食品等を活用し、それらを必要とする者へ提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して概ね5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。